商品概要説明書

通知預金

（株）清水銀行

（令和６年５月６日現在）

１．商品名	・通知預金
２．販売対象	・法人および個人のお客さま
３．期間	・定めはありません。（ただし 7 日間の据置期間が必要です）
４．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括してお預け入れいただきます。 ・現金、小切手その他の証券類、他口座から振替でお預け入れいただけます。証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 ・5 万円以上 ・1 円単位
５．金利情報の入手方法	・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。
６．払戻方法	・解約時に利息とともに、元金を一括してお支払いします。 （ただし、解約する日の 2 日前までに通知が必要です）
７．利息 （１）適用利率 （２）利払方法 （３）計算方法 （４）税金	 ・変動金利。毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に一括してお支払いします。 ・付利単位を 1 万円とし、1 年を 365 日とする日割で計算します。 ・法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）が適用されます。 ・個人のお客さまは 20.315％の源泉分離課税（国税 15.315％、地方税 5％）が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則 20％（国税 15％、地方税 5％）ですが、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までは、所得税額（国税 15％）に対して 2.1％の復興特別所得税が付加されます。
８．手数料	―――――
９．付加できる特約事項	・個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高 350 万円まで非課税がご利用いただけます。（マル優の適用については窓口にお問い合わせください）
10．中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算し、利息とともにお支払いします。
11．預金保険保護区分	・預金保険法の対象となります。他の預金（決済用の預金を除く）と合算して元本 1,000 万円までと利息が保護されます。
12．その他参考となる事項	・証書式、通帳式の取扱ができます。
13．契約している 指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０-０１７１０９または０３-５２５２-３７７２